

県の重点施策

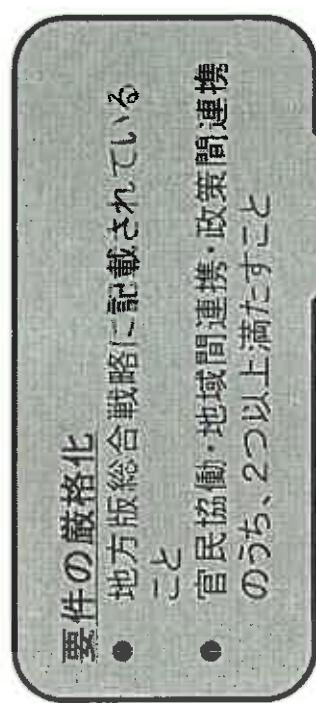
■

県と市町村との連携協力事項資料

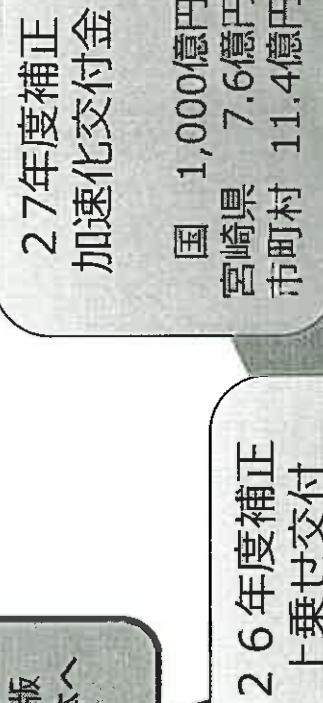
県の重点施策・市町村との連携協力事項説明項目

1 総合政策部	
1 地方創生関係	P 1
2 東九州新幹線調査結果を踏まえた今後の県の取組について	P 5
2 総務部危機管理局	
1 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画について	P 7
2 市町村長による危機管理の要諦（概要）	P 8
3 福祉保健部	
1 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」について	P 9
4 環境森林部	
1 宮崎県環境計画等の改定のポイント及び関連施策について	P 11
5 商工観光労働部	
1 企業立地の推進について	P 13
2 首都圏情報発信拠点基本構想の策定について	P 15
6 農政水産部	
1 平成 28 年度農政水産部の執行体制について	P 17
2 全共 3 連霸に向けた取組について	P 18
7 県土整備部	
1 （仮称）県土美化条例の制定について	P 19
2 木造住宅の耐震化の推進について	P 21
8 企業局	
1 市町村等の再生可能エネルギー導入への技術支援	P 23
9 教育委員会	
1 「日本一の読書県」を目指した総合推進事業	P 25
2 平成 31 年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催について	P 27
10 警察本部	
1 宮崎県の治安・交通事故状況	P 29

国 の 地 方 創 生 関 係 交 付 金 の 概 要 (イ メ ー ジ)



- タイプⅠ：先駆的取組
- タイプⅡ：10月までに地方版総合戦略を策定した自治体への一律配分



**26年度補正
上乗せ交付**

国	300億円
宮崎県	3.1億円
市町村	1.9億円

**28年度当初
推進交付金
(地方1/2負担)**

国 1,000億円
(事業費 2,000億円)
※ 今後申請、配分決定

さらなる要件の厳格化

- 戰略に加え、改正地域再生法に基づく計画(内閣総理大臣認定)に位置づけられていること
- 先駆タイプ・横展開タイプ・陥落打开タイプの3つのいずれかに該当するごと例：先駆型は、官民協働・地域間連携・政策間連携を全て満たすとともに、自立性を追加

28年度

27年度

事業実施年度

地方創生加速化交付金(27年度補正)を活用した県と県内市町村との連携事業

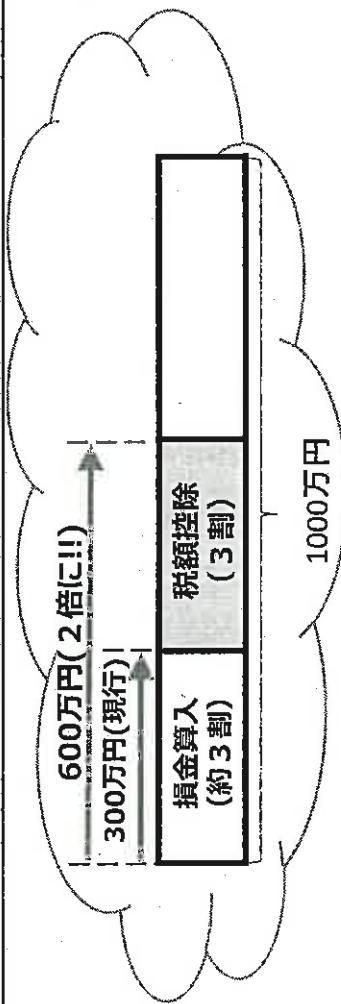
NO	交付対象事業の名称	事業概要 (先頭が代表自治体)	事業総合前(県予算ベース)		県予算額 相当額
			内示額 (金額)	内示額 (うち県分)	
1	焼酎産業成長加速化事業	関東以北や若者・女性をメインターゲットとして、焼酎の商品開発から人材育成、販路開拓、PR、消費拡大、付加価値造成対策まで一貫した振興対策に取り組む。	宮崎県、都城、延岡、串間 日南、串間 69,167千円	42,500千円	みやざき「食の魅力」再発見・情報発信事業 15,000千円 フードビジネス性推進課
2	地域連携・官民連携による宮崎版DMO推進事業	みやざき観光コンベンション協会をDMOの主体とする「宮崎版DMO」の構築に向け、本県のボテンシャルを生かしたブランディングや、地域連携によるインバウンドのマーケティング対策に取り組む。	宮崎県、宮崎、都城、 延岡、日南、小林、日向、串間、西都、高原、 綾、西米良、川南、高千穂 250,956千円	119,106千円	焼酎産業成長加速化事業 27,500千円 オールみやざき農業振興課 「スポーツランドみやざき」地域連携推進事業 33,000千円 観光推進課 「神話の源流～はじまりの物語」地域連携推進事業 37,106千円 観光推進課 MIYAZAKI FREE Wi-Fi推進活用事業 15,000千円 観光推進課 インバウンド地域連携客促進事業 34,000千円 観光推進課
3	世界農業遺産「吉千穂・椎葉山地域」ブランド化推進事業	世界農業遺産の認定を生かし、当地域への觀光客・宿泊客を増やすため、5町村が一体となつた地域版DMOを設置する。とともに、観光人材の育成や新たな觀光商品づくり、プロモーション活動、U.I.Jターン対策、地域住民に対する普及啓発等を行う。	宮崎県、諸塙、椎葉、 高千穂、日之影、五ヶ瀬 199,808千円	39,408千円	世界農業遺産を生かした觀光推進事業 10,000千円 観光推進課 高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産活用発信事業 (※うち一部) 49,626千円 農村計画課
4	みやざき里山新ビジネス創出モデル事業	みかん園が未利用となり荒廃している美々津地区において、島畠被害対策と営農対策を行つたため、山脚では牛の放牧を、人家に近い農地ではキウイフルーツの生産化を促進する。	宮崎県、日向、都農 59,575千円	37,076千円	同上 37,500千円 地域農業推進課 579,506千円 238,083千円 258,732千円

地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

資料4-1

地方創生応援税制

- 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設
→ 地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附をした企業に、税額控除の措置を新設！
- 企業が寄附やすいように
・税負担の軽減効果を2倍に
・寄附額の下限は10万円からとし、少額寄附にも対応
→ 企業による地方創生の応援団の輪が広がる！



<A市長の場合>

市民からの要望に応えて、
雇用創出と環境保全の両面から効果的な森林保全プロジェクトをぜひ来年度から実施したいなあ・・・。
でも、財源が厳しいなあ・・・。

そうか、この企業版ふるさと納税を使つて、民間企業の寄附を募ればいいわね。
企業にどつても、税負担の軽減効果が2倍になるし、地方創生に貢献すれば企業イメージのアップにもつながるわね！
早く、森林や水源に関係の深い飲料メーカーや住宅メーカーにトライしてみましよう！

東九州新幹線調査結果を踏まえた今後の県の取組について

総合政策部

1 東九州新幹線調査について

(1) 趣旨

これまで漠然としたイメージでしか語れなかつた東九州新幹線について、今後の要望活動を行う上において、国等に一定のデータを示し、具体的なイメージを持つてもらうことを目的として、東九州の4県1市（福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び北九州市）の行政、議会、経済団体で構成する東九州新幹線鉄道建設促進期成会（以下「期成会」という。）において実施したもの。

(2) 調査結果

効 果

①開業により、鉄道移動による所要時間は飛躍的に改善すると推計される。

[宮崎－博多] 現状 4時間48分 → 1時間35分 (△3時間13分)

[宮崎－大分] " 3時間 9分 → 48分 (△2時間21分)

[宮崎－鹿児島] " 2時間 9分 → 29分 (△1時間40分)

②建設に伴う経済効果は九州全域で約6兆円規模と推計される。

課 題

①整備費総額は約2.7兆円と推計され、現行のスキームでは地方自治体に相当額の負担が見込まれる。

②並行在来線の事例研究により、その運行維持に地方自治体の財政負担が見込まれる。

(調査報告書、概要資料 … 別添のとおり)

2 新幹線に関する基本的な考え方

○大都市圏から遠隔地にある本県にとって、主要都市間を結ぶ高速交通網の整備は取り組むべき重要な課題であり、新幹線整備はその中の選択肢の一つ。

○整備には法的にいくつかの手続きを経ることとなるが、東九州新幹線は、その第一段階である「基本計画」として昭和48年に決定されたものの、次の段階である「整備計画」決定のための国による調査など見通しは立っていない。

○これまでの事例では、整備計画決定から開業までも40年程かかっており、数十年という長い時間軸で取り組むべき長期的な課題であるが、全国の整備路線の進捗が進む中、将来につなぐ目標として次の計画決定に向けて声を上げ続けていく必要がある。

○新幹線の整備は、本県単独で推進できるものではなく、関係県等との十分な理解・連携が必要である。また、本県は、地理的条件等から決して有利な立場ではなく、他県に取り残されないよう地道に声を上げ続けることが肝要である。

○併せて、関東からのLCC等による新規航空路線の開設や、九州中央自動車道をはじめとする高速道路整備にもしっかりと取り組み、本県の高速交通網の整備を推進していく。

3 今後の進め方

(1) 調査結果の周知

○調査結果を市町村に説明し情報を共有。ホームページにおいても公表を行う。

○なお、大分県では、県内向けの調査結果報告会を開催予定であるが、本県では、県民との意見交換を行うためには比較するための十分なデータが必要と判断し、現時点では実施する段階にはないと認識している。

○まず、日豊本線の高速化に関して同様の調査等を行った上で、今回の期成会調査との比較で、県内の高速鉄道網のあり方について、しっかりと検討、議論を行う。

○比較できるデータをそろえた上で、改めて東九州新幹線整備のメリットや課題等についての情報共有を図りながら、県議会での議論をいただいた上で県民との意見交換等を行う。

(2) 東九州新幹線鉄道建設促進期成会を通じた活動

期成会の要望活動は、東九州新幹線の可能性を将来につなぐ、東九州地域の将来発展に向けた4県1市の連携した取組として、今後も要望を継続し、整備計画への格上げを国に対してアピールし続けていくことが肝要と考えており、九州知事会等においても引き続き要望を行っていく。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画について

総務部危機管理局

県では、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月策定）を踏まえ、南海トラフ巨大地震発生後に国が行う人的・物的支援を円滑に受け入れ、被災地へ迅速に配分するため、各種防災拠点の設定や県・市町村の役割等について実施計画を作成（平成28年3月）。

今後、県の実施計画を踏まえた市町村計画等の策定について検討いただきたい。

〈県実施計画の主な項目〉

(1) 緊急輸送地域ルート計画

緊急輸送地域ルート：106路線

（一般国道11路線、県道33路線、市町村道等62路線）

(2) 救助・救急、消火活動等に係る計画

- 救助活動拠点：9箇所
- 市町村が想定する救助活動拠点：22箇所

(3) 医療活動に係る計画

- 航空輸送拠点：4箇所
- 災害拠点病院：11箇所

(4) 物資調達に係る計画

- 広域輸送物資拠点（県管理の拠点）：3箇所
- 地域内輸送拠点（市町村管理の拠点）：29箇所
- 国の支援物資の市町村配分計画

(5) 燃料供給に係る計画

- 災害拠点病院等の優先拠点施設への燃料供給
- 緊急通行車両への燃料供給

〈市町村の役割等〉

- 救助活動や物資輸送の拠点等から被災地・避難所までのルート選定
- 広域応援部隊（全国から）及び域内部隊（県内の警察・消防機関）との救助活動等に資する情報の共有と調整
- 被災現場から病院等への患者搬送体制の構築
- 地域内輸送拠点の運営体制の構築及び避難所までの物資輸送
- 避難所運営体制の構築（運営人材の育成、自治会等との連携）

市町村長による危機管理の要諦-初動対応を中心として-（概要）平成28年4月

1 市町村長の責任・心構え

- (1)トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2)最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点。
- (3)市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊、自衛隊の応援に係る都道府県への要求。
- (4)災害状況が性格に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5)緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6)訓練でできることは本番ではできない。訓練を悔らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1)危機事態が発生した場合(または予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2)災害等が予想される場合には、即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3)市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。平時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は、権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要。
- (4)緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接・迅速に、市町村長に情報が入る体制を予め確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとておく必要がある。
- (5)市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

市町村長による危機管理の要諦-初動対応を中心として-（概要）平成28年4月

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1)準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2)声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそ、あらゆる手段を通じて情報を取りに行く。
- (3)最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1)災害発生の危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難勧告・避難指示。避難勧告・避難指示の発令は、住民の生命を守るために災害時における市町村長の最大の使命。
- (2)特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3)平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4)避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1)まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。(2)都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。(3)平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1)市町村長自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。(2)情報を包み隠さず、正確に公表する。(3)時機を失せず、定期的に発表する。

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」について

福祉保健部

1 制定の理由

障がいのある人の活動や社会参加を制限・制約している障壁等を取り除き、障がいのある人もない人もそれぞれが地域での役割を担い、共に生きる社会づくりが必要である。

このため、温もりのある県民性を生かして、県民の障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする不利益な取扱いの解消及び障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供に関する取組を推進し、障がいのある人もない人も、身近な地域で共に支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指して、このたび条例を制定し、平成28年4月1日から施行した。

※ 関係法令：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律65号)

2 主な規定内容

(1) 不利益な取扱いの禁止（第7条）

福祉サービスの提供等の各分野における不利益な取扱いその他の障がいを理由とする不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止する。

(2) 社会的障壁の除去のための合理的な配慮（第8条）

県は、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。（事業者については、配慮に努めるものとする。）

(3) 相談体制及び紛争解決の仕組み（第9条～第15条）

ア 県に相談窓口を設置し、障がいのある人やその家族等からの障がいを理由とする不利益取扱い等に関する相談に対応するとともに、関係者間の調整を行う。

イ 相談窓口での対応で解決しなかった場合、「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」が助言又はあっせんを行う。

なお、正当な理由なく、あっせん案を受諾しない場合等は、知事による勧告を行い、勧告に従わない場合は公表する。

(4) 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第16条～第19条）

ア 意識啓発

障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障がいのある人とないとの交流の機会の提供その他必要な施策を講ずる。

イ 教育の推進

学校、家庭、地域社会等において、子どもが障がい及び障がいのある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努める。

ウ 文化芸術活動等の推進

障がいのある人との相互理解が促進されるよう、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ等に参加できる機会を確保するとともに、障がいのある人とない人が共に文化芸術活動等に参加することができる機会の提供に努める。

エ 表彰

共生社会の実現に向けた取組に関し特に顕著な功績があつた者を表彰する。

3 県と市町村の役割

(1) 県の責務（第4条）

障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施する。

(2) 県と市町村の連携（第5条）

ア 県は、障がい及び障がいのある人に対する住民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずる。

イ 県は、施策（前記3(1)：第4条に規定する施策）について、市町村に対し必要な協力を求めることができる。

4 県の今後の取組

「障がい者差別解消推進事業」（平成28年度から；事業費予算8,401千円）

- (1) 相談員による相談への対応や県内の市町村等を対象とした情報の収集・提供、研修の実施
- (2) 「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」による障がいを理由とする差別の解消を推進するための調査審議や相談窓口では解決できなかった事例に関する助言又はあっせんの実施
- (3) パンフレットの作成やシンポジウムの開催

宮崎県環境計画等の改定のポイント及び関連施策について

環境森林部

宮崎県環境計画改定のポイント

基本目標

日本（にっぽん）のひなた「太陽と緑の国みやざき」の実現
～太陽光や森林資源を活かした環境にやさしい持続可能な社会づくりをリードします～

基本目標の実現に向けた取組方針（改定のポイント）

低炭素社会の構築

- 二酸化炭素等排出削減
- 再生可能エネルギーの利用促進
- 二酸化炭素吸収源対策
- 適応策の推進

循環型社会の形成

- 4Rと廃棄物の適正処理の推進
- 環境にやさしい製品の利用促進

地球環境、大気・水環境等の保全

- 地球環境、大気環境の保全
- 水環境の保全
- 化学物質対策
- 環境負荷の低減等

生物多様性の保全

- 生物多様性の確保
- 人と環境を支える多様で豊かな森林づくり
- 自然豊かな水辺の保全と創出
- 自然とのふれあいの場の確保

環境保全のために行動する人づくり

- 環境教育の推進
- 環境保全活動の推進

環境と調和した地域・社会づくり

- 環境にやさしい地域・産業づくり
- 快適な生活空間の創出

第七次宮崎県森林・林業長期計画改定のポイント

基本目標

「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」
～森林機能の高度発揮と木材のフル活用を通じて～

人と環境を支える多様で豊かな森林づくり

- 「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の確立
- 計画的な伐採と再造林による森林の若返り
- 新しい捕獲技術の確立等による野生鳥獣被害防止対策の推進など

循環型の力強い林業・木材産業づくり

- コンテナ苗生産への支援や県採穂園の再整備等による苗木の増産
- C.L.Tを活用した建築構法の研究開発・実用化や輸出促進活動による県産材の需要・販路拡大
- スギ大径材を活用した新たな製品や構法等の開発など

森林・林業・木材産業を担う山村・人づくり

- 「みやざき林業青年アカデミー」等による新たな担い手の確保・育成
- 森林環境教育や木育等による子ども世代の育成
- 「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」による所得向上など

事業名	森林環境教育推進事業	予算額	12,770千円
<p>① 森林環境教育実践事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や地域等が行う実践活動への指導者派遣、教材提供 ・ 学校林や校庭等の整備を支援 <p>② みどりの少年団活動促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの少年団の総合研修大会の開催等 <p>③ 森林のいいとこ森発見事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者を対象とした林業現場等の見学研修の実施 ・ 大学生等を対象とした森林環境教育等のサポーター育成研修の実施 ・ 高校生等を対象とした体験活動の実施 			

事業名	自然公園等総合整備事業	予算額	66,150千円
<p>① 国立公園整備事業（国立公園内利用施設の老朽化や国際化への対応） 補助率 国1／2 県1／2、 国1／2 市町村1／2 えびのキャンプ村ケビン改修、九州自然歩道御池コース歩道改修など</p> <p>② 国定公園等整備事業（国定公園や九州自然歩道内の施設のリニューアル等） 補助率 国4.5／10 県5.5／10、 国4.5／10 市町村5.5／10 乙島野営場テント用デッキ整備、栄松野営場常設テント改修など</p> <p>③ 自然公園整備支援事業（県立自然公園内の施設のリニューアル等） 四季見原キャンプ場園路整備</p> <p>④ サンゴ群集保全活動支援事業 サンゴ食害生物駆除等保全活動及び県民への普及啓発活動</p>			

事業名	木のあるおもてなし空間整備事業	予算額	243,422千円
<p>① P R型 空港、銀行、ホテル、飲食店等の公的スペースを木造化・木質化し、その取組内容を広くPRする事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造施設整備支援事業（補助率：木材費の1／3） ・ 内装木質化支援事業（補助率：木材費の1／3） ・ 木製施設及び木製遊具の設置支援事業（補助率：設置費の1／2） <p>② 大径材活用型（補助率：木材費の1／3） 大径材を目視できる形で活用し、木造化・木質化を行う事業に対する支援</p> <p>③ 国庫活用型（国費）（補助率：建築主体工事費の1／2） 国庫補助を活用した公共建築物の木造化・木質化に対する支援</p>			

事業名	農山漁村における所得安定・向上モデル事業(山の宝活用事業)	予算額	3,000千円
<p>① 山の宝発掘事業 特用林産物（山の恵み）の市場調査、メニュー・商品化、効果的なPR方法の検討等</p> <p>② 山の宝体感事業 山の恵みを体感し、観光や健康など他の分野と組み合わせた、山村に人を呼び寄せる仕組みづくり（収穫体験ツアー等）</p>			

企業立地の推進について

商工観光労働部

1 企業立地推進の考え方

(1) 総合計画（アクションプラン）の目標（平成27～30年度）

立地目標			
企業立地件数	150件	うち県外新規	50件
平成27年度実績	47件	20件	雇用創出 6,000人 1,894人
47件の内訳			製造業23件、情報サービス業20件、流通関連業3件、本社機能強化企業1件

(2) 重点的な取組み

① 本県の企業集積や地域の資源を生かす観点から重点産業分野に力点を置いた取組

- (イ) フードビジネス関連産業
- (ロ) 情報サービス産業
- (ハ) 環境・エネルギー関連産業
- (ニ) 医療機器関連産業
- (ホ) 先端産業分野

② 東九州自動車道や細島港等のインフラの整備促進を追い風にした取組

東九州自動車道「宮崎～北九州」間の開通や重点港湾細島港等のインフラの整備促進を踏まえ、北部九州に集積する自動車関連産業等の製造業や物流関連業等の立地促進を図る。

③ 「地方創生」の動きを踏まえた企業立地の推進

「地方創生」実現に向けた国の動きを念頭に置きながら、地域の強みや特性を活かした立地活動の一層の展開を図る。

2 施策体系～平成28年度の主な取組

企業立地の推進

① 企業立地の受け皿となる基盤整備

- ・工業団地の整備充実～地域振興の核となる工業団地の市町村補助
- ・立地企業が入居する建屋建設促進
- ・中山間地域の創業拠点整備支援

② 情報収集・発信と企業訪問

- ・企業訪問活動
 - トップセールス
 - 企業立地推進局+3つの県外事務所+市町村
 - 企業誘致コーディネート業務の民間企業等への委託
 - 職員のネットワークによる情報収集
 - 企業立地セミナーの開催等（東京）

③ 既存立地企業や地場企業のフォローアップ

- ・企業の定着と新規情報の収集のための企業訪問、ワンストップ対応
- ・U.I.Jターンによる県内就職希望者と企業とのマッチング会の開催（東京、福岡）
- ・企業立地促進補助金～本社機能移転促進を含む立地企業への補助
- ・人材確保等支援～知事と立地企業代表者等との対談による企業の魅力発信

首都圏情報発信拠点基本構想の策定について

商工観光労働部

1 事業の目的・背景

宮崎の「食」の全国的な知名度の高まりなど、更なる飛躍に向けた環境が整う中、オリンピック・パラリンピック東京大会開催等による活力を宮崎に取り込むため、首都圏における情報発信拠点の今後の展開方針や運営方法等のあり方について基本構想を策定する。

2 事業の概要

(1) 予算額 6, 585千円

(2) 事業内容

① 基本構想の策定

首都圏における情報発信拠点の展開方針や具体的機能、運営方法等を整理した基本構想を策定する。

② 市町村や民間団体等との協議・検討

庁内における検討会議のほか、市町村や民間団体等を主な構成メンバーとする検討会議等を開催し、整備・運営のあり方や役割分担等について協議・検討を行う。

3 事業効果

策定する基本構想を踏まえ、情報発信拠点の整備・充実を行うことで、「食」をはじめとする本県の知名度・好感度を高めることができるほか、県産品の販路開拓や事業者の体质強化・レベルアップ等を図ることができる。



新宿みやざき館
KONNE



首都圏における情報発信拠点の今後の方針検討について(案)

新宿コソネの課題

- 宮崎の「食」の総合的な魅力の発信ができるない。。。
- アンテナショップ機能(ファードバック機能や商社(卸)機能)が發揮できていない、
- 店舗内外における催事やプロモーションの実施に制約があるなど立地上の課題がある

今後のあり方の検討(平成28年度)

すべき機能の検討

【物販スペースの設置】

- 県産品の展示販売
- 商品情報の発信及びマーケット情報の受信

【観光案内コーナーや移住等相談コーナーの設置】

- 観光誘客・UJターンの促進
- 旅行商品の販売

【飲食店舗の併設等】

- 食文化の発信

【商社(卸)事業の実施】

- 県産品の販路の開拓

【未取組】

【イベントスペースの設置】

- 市町村・民間団体の活動拠点の確保

取組の方向性の検討(以下の選択肢から整理)

- 現在のテナントから他のテナントに移転し、機能拡充を図る。
- 現在のテナントにおいて、魅力ある店舗づくり・収支改善に取り組む。

市町村・民間団体等との協議・検討

県内企業・県議会等からの意見等の聴取

(予定) 平成29年3月 「首都圏における情報発信拠点の今後の方針に係る基本構想」の策定

(予定) 平成29年4月～ 基本構想の具現化

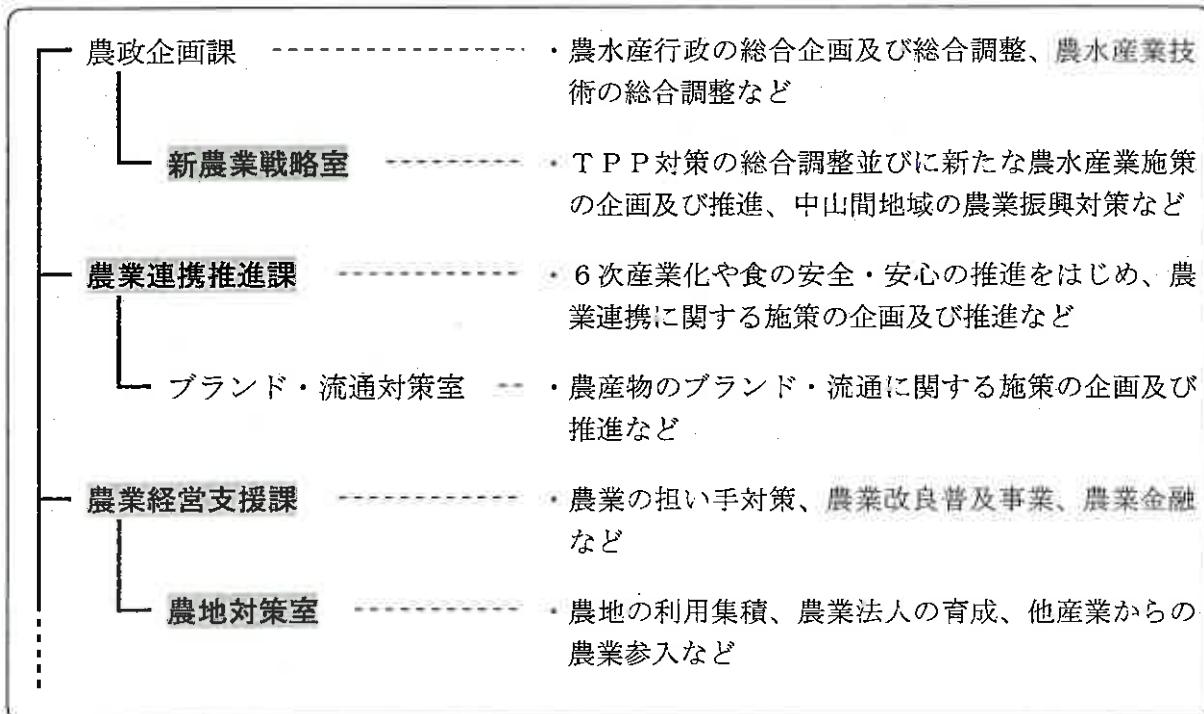
宮崎県・市町村連携推進会議総会資料

農政水産部

1 平成28年度農政水産部の執行体制について

TPP協定を受けた新たな農業施策への迅速な対応等のため、一層の体質強化が急務であることから、農政部門の業務を再編

(1) 執行体制



(2) 再編のポイント

新農業戦略室

- TPP対策や中山間地域対策など新しい農業施策を実行に移す司令塔機能を果たす

※TPP対策：産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業

※中山間地域対策：世界農業遺産関連事業、鳥獣被害防止対策、グリーンツーリズム

農業連携推進課

- 6次産業化の推進、食育・地産地消の推進、食の安全性の確保、ブランドづくり・流通合理化、農産物の輸出の促進等により、新たな国際化に対応した本県農業の成長産業化を推進する

農業経営支援課

- 多様な担い手の確保・育成、経営支援を一元的に行うとともに、担い手への農地集約の推進等により、本県農業を牽引する力強い担い手の育成や産地づくりを進める

※また、日本型直接支払制度に係る3交付金（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型直接支払）の担当を農村整備課に一元化

2 全共3連覇に向けた取組について

「全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業（50,181千円）」

全共3連覇に向け、県推進協議会を中心に「チーム宮崎」一丸となった気運醸成と出品候補牛の確保・磨き上げを図る。

＜事業内容＞

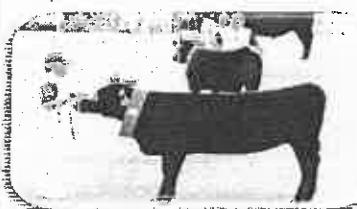
- ・チーム宮崎づくり（出品対策の企画推進、チームによる巡回調査指導）
- ・出品候補牛ブラッシュアップ（出品候補牛の確保支援）
- ・3連覇気運醸成（地域集合検査や出品対策共進会（プレ全共）の開催）

全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業

第11回全国和牛能力共進会宮城大会 (平成29年9月7日～11日 宮城県仙台市)

日本一を目指し他県が出品対策を強化する中、
ディフェンディングチャンピオンとして挑む厳しい大会

3連覇達成のための対策



- チーム宮崎づくり
 - ◇出品対策の企画推進
 - ◇チーム巡回調査指導

チーム宮崎 体制確立

めざせ！ 全共3連覇

出品候補牛 対 策

気運醸成

- 出品候補牛ブラッシュアップ
 - ◇出品候補牛の確保支援

- 3連覇気運醸成
 - ◇地域集合検査
 - ◇出品対策共進会（プレ全共）

日本一の努力と準備

全共3連覇の達成

効果

- ☆生産者の意欲が向上し、生産基盤強化へ
- ☆国内外における「宮崎牛」の更なる販路拡大

(仮称) 県土美化条例の制定について

国土整備部

1 条例制定の目的・背景

本県は、全国に先駆けて昭和44年に「宮崎県沿道修景美化条例」、平成19年に「宮崎県景観形成基本方針」を策定し、平成27年3月までに全国で2番目の早さで全市町村が景観行政団体に移行するなど、連携して地域の良好な景観の保全・創出に取り組んできた。

地方創生が大きな課題となっている今、真に豊かなくらしを実現するために、県土全体を自然と人々の生活が融合した美しい宮崎として築き上げることが求められている。

また、東京オリンピック・パラリンピックや2巡目となる国体・全国障害者スポーツ大会も見据え、おもてなしの観点からも美しい宮崎づくりをさらに進める必要がある。

このため、美しい宮崎づくりの基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割等を明らかにするとともに、県土の美化及び広域的な景観に関する施策を総合的に推進する条例の制定を目指す。

2 条例制定に向けた取組

① (仮称) 県土美化条例の制定に向けた景観まちづくり講演会の開催

(平成27年11月17日)

- ・テーマ：ゆたかな風景を手にするために
- ・講 師：東京大学大学院 中井祐教授
- ・参加者：県民、事業者、行政など229名

② 「宮崎県県土美化条例等検討会議」を設置（第1回会議 平成28年1月27日）

- ・構成員：総合政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部、
国土整備部の関係課長
- ・目 的：条例案や推進体制等の検討

③ 「美しい宮崎づくり推進有識者会議」を設置（第1回会議 平成28年3月28日）

- ・構成員：学識経験者、関係事業者、まちづくり活動団体、市町村代表
- ・目 的：条例案や推進体制等に関する意見聴取

3 今後のスケジュール

平成28年4月～ 検討会議及び有識者会議の開催

9月 条例原案の策定

11月 パブリックコメントの実施

平成29年2月 条例案を県議会に上程

4月 条例施行予定

《(仮称)県土美化条例が目指す姿と施策のイメージ》

条例が目指す姿

『県民が心豊かに暮らせ、訪れる人の心に響く美しい宮崎づくり』



施策の方向性

①美しい宮崎づくりの担い手の拡大(おもてなし精神の醸成)



県民の参加拡大



事業者の自発的活動



まちづくり団体の活動

②エリアの拡大(身のまわり、玄関口、目的地、移動空間を美しくする取組)



身の回りを美しくする取組



玄関口を美しくする取組



目的地を美しくする取組



沿道・沿線を美しくする取組



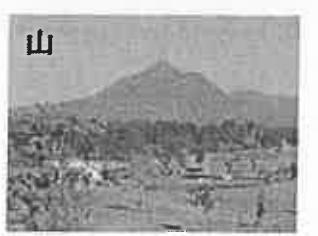
③市町村と連携した広域的な景観施策の推進



海岸



河川



山

広域的景観の保全・創出の取組

木造住宅の耐震化の推進について

県土整備部

本県においては、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されていることから、木造住宅の倒壊等を未然に防止し、発災時に県民の生命を守るため、平成17年度から木造住宅耐震化リフォーム推進事業により、市町村と連携して木造住宅の耐震診断や耐震改修等の支援を行っている。

今回の熊本地震では、多くの尊い命が失われ、そのほとんどが建物倒壊による犠牲者であると報道されており、なお一層、木造住宅の耐震化を推進していく必要がある。

1 本県における住宅の耐震化の状況

- ・ 住宅の耐震化率 77% (全国平均82%)
 - ・ 耐震性が無い住宅 106,228戸 (うち、木造住宅 100,699戸)
- ※データはH25住宅・土地統計調査を基に推計

2 木造住宅耐震化リフォーム推進事業の実績・計画

(単位:戸数)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (計画)
アドバイザー派遣 (H20~)	68	72	76	80	80
耐震診断 (H17~)	126	139	150	121	150
耐震改修設計 (H27~)	—	—	—	11	80
耐震改修工事 (H24~)	13	30	19	25	80

3 今後の対応

県としては、木造住宅の耐震化を推進するため、市町村と連携して本事業の周知を図るとともに、防災意識の啓発を行う。

市町村においても、必要な予算を確保していただくとともに、事業の周知や意識啓発など積極的な取組をお願いしたい。

木造住宅耐震化リフォーム推進事業

ステップ1 アドバイザー派遣 全額(4,000円/回)補助

建築士の資格を持つ木造住宅耐震診断士に耐震リフォームについて相談できます。



【補助スキーム】

国	県	市町村
1/2	1/4	1/4

▲アドバイザー
相談の様子

ステップ2 耐震診断 最大 6万円 補助

昭和56年5月以前に着工した木造住宅について、木造住宅耐震診断士が、図面や現地調査、所有者の方への聞き取りをもとに、住宅の耐震性を判定します。

【補助スキーム】
※財政力指数に
より変動

国	県	市町村	
1/3	17/60 ※	17/60 ※	

(一財) 宮崎県建築住宅センター 1/10

ステップ3 耐震改修設計 最大 10万円 補助

住宅の耐震性を高めるため、木造住宅耐震診断士が補強計画を行い、図面にします。

【補助スキーム】
※財政力指数に
より変動

国	県	市町村	所有者
1/3	1/6 ※	1/6 ※	1/3

ステップ4 耐震改修工事 最大 75万円 補助

【補助スキーム】
※財政力指数に
より変動

国	県	市町村	所有者
1/4	1/8 ※	1/8 ※	1/2

主な工事の内容

○壁の補強 新たに壁を増設したり、既存の壁を、筋交いや構造用合板などで強くすることによって耐震性を向上することができます。



着工前



壁板をはがして筋交い取付



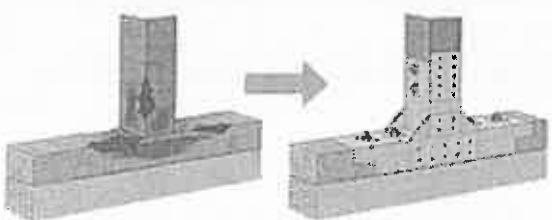
完成



筋かいプレートの取付

○腐朽部分の交換

柱や土台の腐朽部分は新しいものに交換します。



劣化した部材を部分的に取り替えた場合、接合部が弱点にならないように補強します。

○屋根の軽量化

屋根を軽い材料に替えることで、耐震性を向上させることも可能です。



重い屋根
屋根が重いと大きな地震力
がかかります。

軽い屋根
屋根の軽量化により地震力を
低減します。

市町村等の再生可能エネルギー導入への技術支援

宮崎県企業局

企業局では、電気事業で培った経験やノウハウを活用して、市町村や土地改良区などが取り組む再生可能エネルギー（小水力発電）の導入に対する技術支援を行っています。

○小水力発電導入可能性調査

小水力発電の導入を検討する市町村や土地改良区等の依頼を受けて、企業局が現地調査（流量、発電機設置場所等）や採算性等の検討を行い、結果を報告するもの。

- 調査だけでなく、
- ・小水力発電設備建設に関する技術的事項
 - ・許認可等（河川法、固定価格買取制度の設備認定等）の手続
 - ・電力会社との協議の進め方
- などについてもアドバイスを行う。

※ 平成27年度は、3町（日之影町、高原超、高千穂町）の3地点で調査を実施しました。

小水力発電導入の意向等がある場合は下記まで御相談ください。

参考：小水力発電に関する企業局の取組事例

企業局では、町村と共同建設した以下の小水力発電設備で実証試験を行つており、得られた運用データを市町村支援に活用しています。



下小原発電所（日之影町）

日之影町下小原地区にある用水路の高低差を利用した、最大出力5kWの水力発電所で、平成26年2月に運転を開始しています。



百菜屋発電設備（西米良村）

西米良村にある川の駅「百菜屋」近くから一つ瀬川に注ぐ沢の水を利用して、最大出力1kWの水力発電設備で、平成26年6月に運転を開始しています。

発電した電気は、百菜屋の照明などで使用しています。

問合せ先 工務課 計画調査担当
電話 0985-26-9884

新 「日本一の読書県」を目指した総合推進事業

教育委員会

1 事業の目的・背景

県立図書館や学校、家庭、地域等との連携による事業を展開し、子どもから大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進することで、「日本一の読書県」を目指す。

2 事業の内容

(1) 啓発に関する事業

- ① 県民への周知・啓発を図るブックフェアや講演会の開催及びキャッチフレーズの募集等
- ② 生涯読書活動推進計画の策定
- ③ 読書活動推進に係る県民提案型モデル事業の公募

(2) 人材育成に関する事業

- ① 児童向け図書館サービスのための専門講座への職員派遣
- ② 学校の図書主任等を対象とした研修会の実施
- ③ 市町村立図書館及び特別支援学校、へき地学校図書館、公民館図書室への運営助言（実地指導）のための県立図書館職員派遣

(3) 県民が気軽に図書館の本を利用できる環境整備に関する事業

- ① 県民のニーズに即応した迅速な新図書流通システムの構築、障がい者への図書無料宅配に加え、一般利用者（希望者）への図書有料宅配
- ② 図書館未設置自治体等への図書資料セット貸出
- ③ 県立図書館及び県立学校の蔵書の充実

3 事業費

32,955千円

(内訳)	一般財源	:	20,000千円
	県営電気事業みやざき創生基金	:	12,955千円

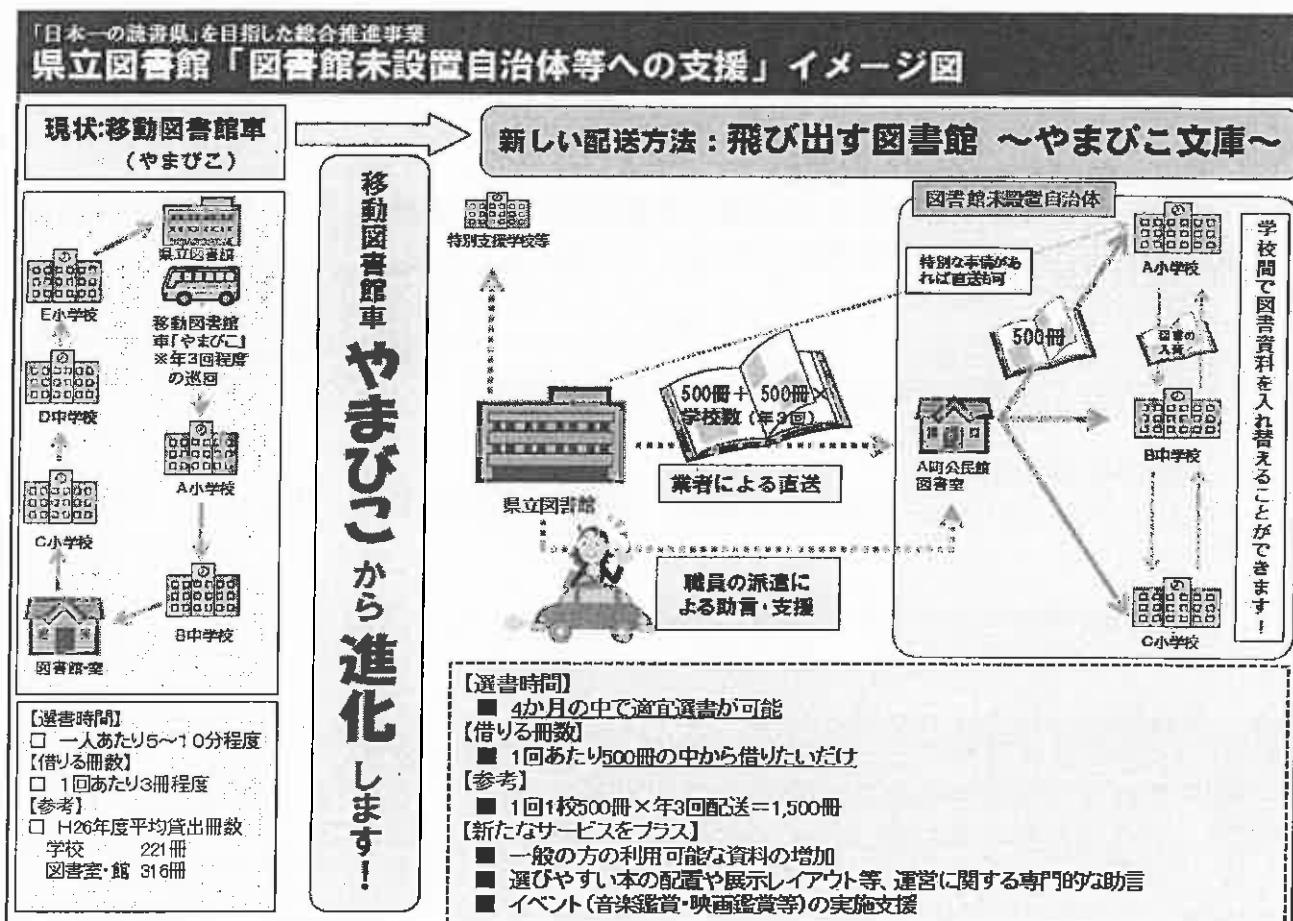
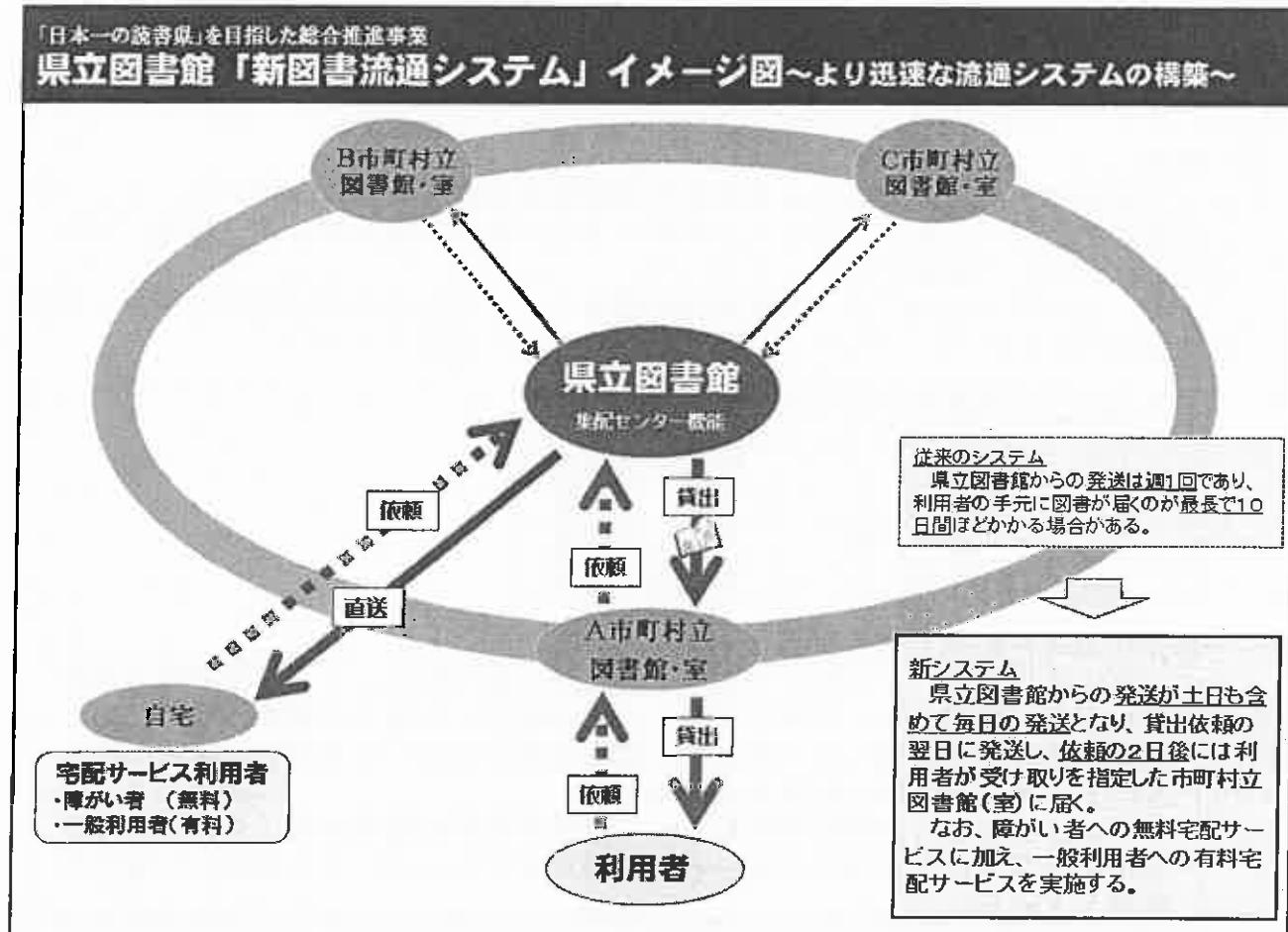
4 事業期間

平成28年度

5 事業効果

- (1) 読書のよさや効果を啓発したり、各種団体と連携した取組を行ったりすることにより、県民の読書に親しむ機運の醸成が図られる。
- (2) 研修等の実施により、専門的な知識を有した人材を育成することで、学校や地域における読書活動の充実が図られる。
- (3) 新図書流通システムや移動図書館車「やまびこ」に代わる配送方法を導入することにより、県内どの地域においても県立図書館の本が利用しやすい環境が整備され、県民の読書活動の推進が図られる。

別紙



平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催について

教育委員会

1 経緯

全国高等学校体育連盟による全国高等学校総合体育大会開催基準では、ブロックの輪番を原則としており、平成31年度に本県を含む南部九州4県（熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）で開催することとなった。

なお、総合開会式は、都道府県単独で開催していた全国高等学校総合大会1巡目の開催順で行われることになり、鹿児島県において開催される。

■ 1巡目の全国高等学校総合体育大会開催県順

開催順	開催県	開催年度
1	鹿児島県	昭和57年度
2	宮崎県	平成4年度
3	熊本県	平成10年度
4	沖縄県	平成22年度

■ 全国高等学校総合体育大会について

高校生のスポーツの祭典であり、全国から延べ約6,000校を超える高校の選手・監督・コーチ等が参加し、30競技34種目の競技種目において都道府県の予選を勝ち抜いた個人と団体が高校日本一を目指し、競技を繰り広げるスポーツの総合競技大会である。

平成22年度の沖縄県開催をもって都道府県単独開催は終了し、平成23年度に開催された北東北大会から、全国を9ブロック（12地区）に分けて開催している。

2 期日及び会場地

期日：平成31年7月下旬から8月までの20日間程度

会場地：南部九州4県の市町村

3 本県で開催する競技（9競技）

南部九州4県の高等学校体育連盟の各競技専門部で協議の上、九州高等学校体育連盟理事会において、開催競技が決定している。

①	バレーボール	②	ソフトテニス	③	ソフトボール
④	弓道	⑤	テニス	⑥	登山
⑦	ボクシング	⑧	ホッケー	⑨	少林寺拳法

[熊本県8競技、沖縄県7競技、鹿児島県6競技]

4 本県の競技会場地

今後、市町村への意向調査を実施し、市町村や競技団体等と協議の上、決定する予定である。

5 本県開催競技における参加者数（見込み）

選手・監督・コーチ等 約1万人

6 本県における主なスケジュール

- ① 平成28年3月 開催承諾書の提出、開催決定
- ② 平成28年4月以降 競技会場地の選定
- ③ 平成30年4月以降 県実行委員会の設置
- ④ 平成31年7月下旬 全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催

全国高等学校総合体育大会の開催基準（抜粋）

○ 主催

大会の主催は、全国高等学校体育連盟、開催地都道府県、同教育委員会及び関係中央競技団体とする。

○ 後援

大会の後援は、文部科学省・（公財）日本体育協会及び日本放送協会とする。

○ 主管

競技種目別大会の主管は、全国高等学校体育連盟当該専門部、開催地都道府県高等学校体育連盟及び関係都道府県競技団体とする。

○ 大会開催の順序と地域区分

- (1) 大会は毎年、夏季・冬季に分けて開催する。
- (2) 夏季大会の開催地は、本連盟の定める次の地域(東・中・西)ごとに、ブロックの輪番を原則として決定する。ただし、地域・ブロックの順序決定にあたっては、地域内のブロック数及び都道府県数のバランスを考慮する。
- (3) 冬季大会の開催地は競技種目毎に決定する。
- (4) 大会は東、中及び西の地域内の順序で開催し、地域内においてもブロックの輪番を原則とする。
- (5) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は、次表のとおりとする。但し、冬季大会については適用しない。

地域	ブロック	都道府県	
東	北海道	北海道	
	東北	(北) 青森・岩手・秋田	(南) 宮城・山形・福島
	関東	(北) 茨城・栃木・群馬・埼玉	(南) 千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越	新潟・富山・石川・福井・長野	
	東海	岐阜・静岡・愛知・三重	
	近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	
西	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	
	四国	徳島・香川・愛媛・高知	
	九州	(北部) 福岡・佐賀・長崎・大分	(南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

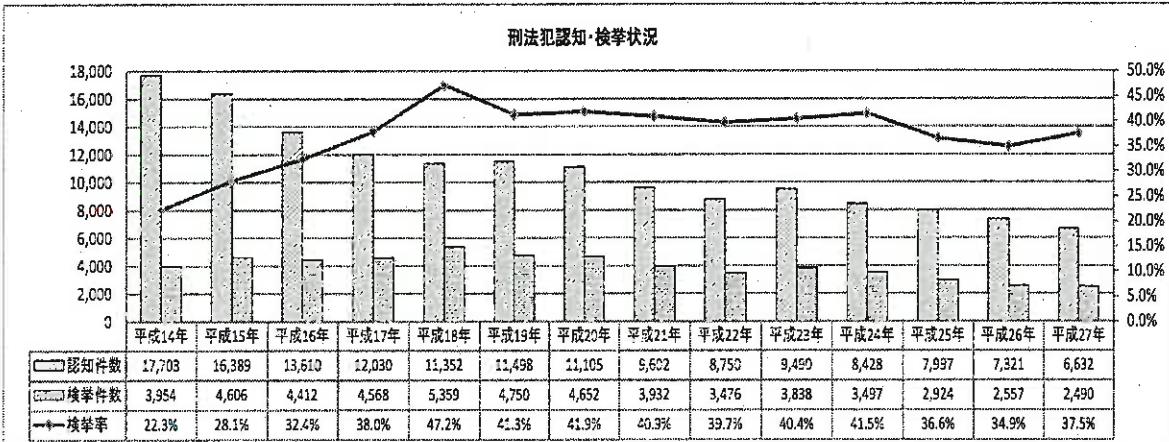
○ 全国高校総体開催地一覧

開催年度	地域	ブロック	開催県	総合開会式開催県
平成23年度	東	東北	(北) 青森・岩手・秋田	青森
平成24年度	中	北信越	新潟・富山・石川・福井・長野	新潟
平成25年度	西	九州	(北部) 福岡・佐賀・長崎・大分	大分
平成26年度	東	関東	(南) 千葉・東京・神奈川・山梨	東京
平成27年度	中	近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	和歌山
平成28年度	西	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	岡山
平成29年度	東	東北	(南) 宮城・山形・福島	山形
平成30年度	中	東海	岐阜・静岡・愛知・三重	三重
平成31年度	西	九州	(南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄	鹿児島

1 良好的な治安の維持

(1) 刑法犯認知・検挙状況

【認知件数過去最多：17,703件(平成14年) 過去最少：6,632件(平成27年)】



(2) 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強姦）

年(平成)	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数(件)	40	36	16	40	15
検挙件数(件)	36	35	16	36	18
検挙率	90.0%	97.2%	100%	90.0%	120%

ア 認知件数は、対前年比25件(62.5%)の減少

(犯罪率「人口10万人当たりの認知件数」は、1.3件で全国最低値)

イ 検挙率は、全国平均(85%)を35ポイント上回る数値で、全国第1位

(3) 特殊詐欺（水際対策阻止率）H23以前は統計なし

年	発生	被害額(円)	阻止	阻止額(円)	阻止率
H24	35	1億9,566万	10	4,183万	22.7%
H25	50	2億3,139万	72	9,272万	59.5%
H26	59	3億4,679万	85	1億2,742万	60.3%
H27	45	1億6,506万	84	1億3,829万	66.1%

※ 阻止率とは、(認知件数「既遂」+阻止件数)
に占める阻止件数の割合

ア 認知件数は、対前年比14件減

イ 被害総額が対前年比で半減(約1億6,500万円)

ウ 被害発生に対する阻止率が66.1%で全国第2位

エ 主な取組として、県内金融機関、財務事務所、県警との被害防止協定締結、宅配物取扱事業者や空港での声かけの徹底、被害防止コールセンター事業開始等を実施した。

(4) 自転車盗(九州各県対比)

順位	自転車盗 認知件数	自転車盗 犯罪率	防犯 登録率	小中高 被害率
1位	福岡	福岡	福岡	沖縄
2位	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎
3位	熊本	佐賀	大分	佐賀
4位	鹿児島	熊本	佐賀	大分
5位	沖縄	大分	熊本	長崎

※ 自転車盗犯罪率とは、人口10万人当たりの
自転車盗認知件数

ア 宮崎県は他県と比較して、人口が少ない割に自転車盗被害が多い。

イ 理由は、自転車の保有台数及び利用者が多く、さらに無施錠で被害に遭う小中高生が多いためと考えられる。

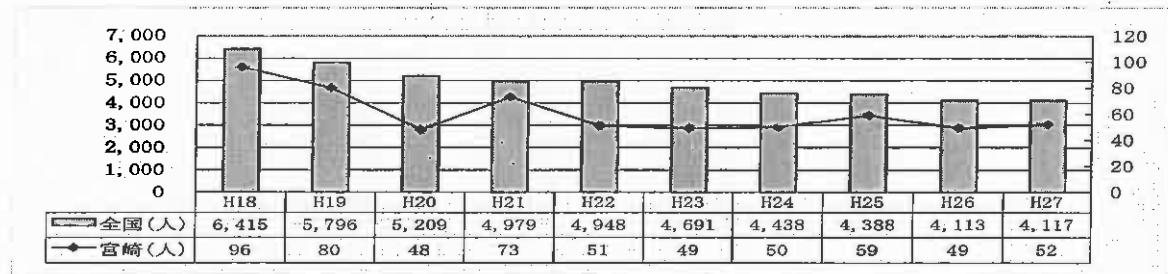
2 交通事故

(1) 発生状況

	H27	H26	増減数	増減率
発生(件)	9,455	9,759	-304	-3.1%
死者(人)	52	49	+3	6.1%
負傷者(人)	10,958	11,534	-576	-5.0%

※ 発生件数は5年連続、負傷者は6年連続減少、死者数は増加

【全国・宮崎県の交通事故死者の推移】



※ 全国は、15年ぶりに死者数が増加

ア 人身事故の主な特徴

- ・ 脇見、安全不確認等の漫然運転による事故が多い (6,634件、70.2%)
- ・ 朝夕の時間帯の事故が多い (3,167件、33.5%)
- ・ 交差点及び交差点付近での事故が約半数を占める (4,555件、48.2%)
- ・ 追突事故が多い (3,814件、40.3%)

イ 死亡事故の主な特徴

- ・ 全死者に占める高齢者の割合が高い (52人中35人、67.3%)
- ・ 高齢者が第一原因者の事故が多い (50件中18件、36.0%)
- ・ 脇見、安全不確認等による事故が多い (50件中25件、50.0%)
- ・ 死者の状態別では、歩行者の死者数が多い (52人中25人、48.1%)

※ 平成28年は、4月14日時点で11名の交通事故死者 (9名が高齢者)。
前年同期は、14名の交通事故死者。

(2) 高齢者交通事故対策

ア 平成28年度より運転免許センターに看護師配置

イ 高齢者の免許自主返納を促すメリット制度

- ・ 日南市 : 公共交通機関利用券交付
- ・ 高原町 : タクシー利用券の交付
- ・ えびの市 : タクシー利用券の交付
- ・ 延岡市 : 割引乗車証の交付
- ・ 高千穂町 : 乗車券の交付

ウ 高齢者ドライバーズコンテスト

エ ヤクルトレディによる働きかけ

オ 孫からのレター作戦

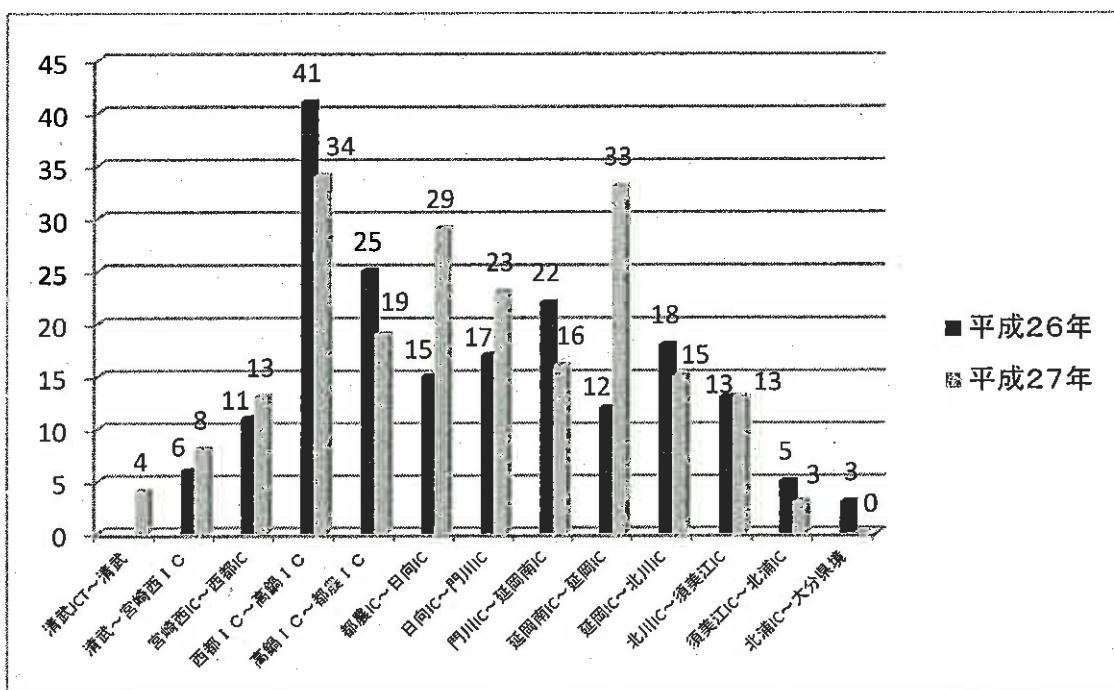
カ コミュニティバス

(3) 東九州自動車道の交通事故状況

ア 路線別高速自動車道の事故発生の推移

路線	24年	25年	26年	27年
東九州道	81	129	188	210
九州中央道	9	8	17	22
宮崎道	162	195	187	190
九州道	55	30	35	30

イ 東九州自動車道のIC区間別発生状況



(4) 中・高校生の自転車事故
【H27自転車事故の発生状況】

年代別	H27	割合
中学生	121件	11.4%
高校生	263件	24.8%
高齢者	193件	18.2%
その他	483件	45.6%
計	1,060件	

※ 年代別では高校生の発生が最も多い

※ 中・高校生の割合が全体の約4割を占める

ア H26自転車事故率全国ワースト順位

- 中学生～1位群馬、2位佐賀・・・6位宮崎
- 高校生～1位群馬、2位静岡、3位宮崎

※ 上記は、都道府県別の中・高校生の事故件数、生徒数をもとに1万人当たりの事故率を算出

イ H27高校生の登下校中の重大事故

- 11月16日 自転車(高校生)×車・・・高校生重体
- 11月27日 自転車(高校生)×歩行者・歩行者死亡
- 12月27日 自転車(高校生)×車・・・高校生重体